

鳥取県告示第114号

平成22年鳥取県告示第42号（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定について）の一部を次のように改正する。

平成24年 2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前												
1～4 略 <u>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から4までに掲げるものを除く。）</u>	1～4 略												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院</td><td>鳥取市東町三丁目307</td></tr><tr><td>社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院</td><td>倉吉市山根43</td></tr><tr><td>医療法人勤誠会米子病院</td><td>米子市日原319-1</td></tr><tr><td>皆生病院</td><td>米子市新開四丁目5-1</td></tr><tr><td>医療法人養和会養和病院</td><td>米子市上後藤三丁目5-1</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	皆生病院	米子市新開四丁目5-1	医療法人養和会養和病院	米子市上後藤三丁目5-1	
名称	所在地												
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307												
社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43												
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1												
皆生病院	米子市新開四丁目5-1												
医療法人養和会養和病院	米子市上後藤三丁目5-1												

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この告示は、平成24年 2月28日から施行する。